

社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会虐待防止のための指針

(目的)

第1条 この指針は、社会福祉法人阿久比町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が実施する福祉サービスの利用者の権利を擁護し、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう、虐待を防止することを目的として定める。

(虐待防止に関する基本的な考え方)

第2条 利用者への虐待は、人権侵害であり犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持と人格の尊重を重視し、虐待発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応を徹底し、全職員は指針を遵守し虐待は行わない。

(虐待の定義)

第3条 虐待とは、利用者の意思に反して行われる、次の行為をいう。

- (1) 身体的虐待とは、暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを生じ、または生じる恐れのある行為を加えること、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること
- (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）とは、意図的であるかないかを問わず、介護や生活の世話を行う養護者が必要とされる介護や世話を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること
- (3) 心理的虐待とは、脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること
- (4) 性的虐待とは、利用者に関係のない行為をすること、または利用者に関係のない行為をさせること
- (5) 経済的虐待とは、利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

(虐待防止委員会その他法人内の組織に関する事項)

第4条 虐待の防止と早期発見への組織的対応を図ることを目的に、虐待防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の責任者は法人の会長とし、虐待防止に関する措置を適切に実施するための虐待防止担当者（以下「担当者」という。）を定め、担当者はサービス提供責任者とする。

- 2 委員会の委員は、法人の会長及び副会長、管理者、サービス提供責任者、介護支援専門員、その他会長が必要と認める者とし、会長を委員長、副会長を副委員長とする。
- 3 委員会は、年1回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、必要に応じ

担当者が招集して開催し記録をとり、検討結果は職員に周知徹底を図る。なお、法人の他の会議と連携し、一体的に委員会を開催する場合がある。

- 4 虐待防止に向け、会長は虐待防止の最高責任者、副会長は会長の補佐、管理者は委員会の総括管理、サービス提供責任者はケア現場の諸課題の総括管理及び記録の整備並びに職員教育、介護支援専門員は関係者や家族との連絡調整について、それぞれの役割に責任を持って対応する。
- 5 委員会の検討項目は次のとおりとする。
 - (1) 委員会の組織に関すること
 - (2) 虐待防止のための指針等の整備に関すること
 - (3) 虐待防止のための職員の研修の内容に関すること
 - (4) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
 - (5) 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
 - (6) 虐待の発生原因等の分析から得られる再発の防止策に関すること
 - (7) 再発の防止策を講じた場合の効果についての評価に関すること
 - (8) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - (9) 職員が虐待等を把握した場合、市町村への通報が迅速適切に行われるための方法に関すること
- 6 委員会の検討内容の結果は議事録を作成するとともに、委員会の結果は、内容に応じて個別の状況に配慮したうえで、全職員に周知徹底する。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第5条 職員に対する虐待防止のための研修は、虐待等防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもので、次のとおりとする。

- (1) 虐待防止法の基本的考え方の理解
 - (2) 権利擁護事業、成年後見制度の理解
 - (3) 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - (4) 虐待の早期発見・事実確認と報告等の手順
 - (5) 虐待の発生した場合の改善策
- 2 研修は年1回以上実施する。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。
 - 3 研修の実施内容は、実施概要、資料、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

(虐待発生時の対応に関する基本方針)

第6条 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告し、その要因の速やかな除去に努める。また、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった

場合は、役職位等の如何を問わず厳正に対処する。

- 2 緊急性の高い事案の場合は、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- 3 担当者は、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を検討する。
- 4 担当者は、委員会に調査内容、再発防止策について報告する。
- 5 委員会は、報告された調査内容、再発防止策が不十分な場合、再調査または再検討を担当者に指示する。
- 6 虐待について、市町村の調査が行われる場合は、担当者が対応する。

（虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針）

第7条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合及び職員が利用者やその家族から虐待の通報を受けた場合、担当者に報告する。虐待者が担当者本人であった場合は、管理者に相談する。

- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、前項の職員等からの相談及び報告があった場合は、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、管理者が担当者を代行する。また必要に応じ関係者から事情を確認し、これらの確認の経緯は時系列で概要を整理する。
- 3 事実確認の結果、虐待等の事実が確認された場合、速やかに委員会を開催し、当人に対応の改善を求め、就業規則に基づき必要な措置を講じる。
- 4 前項の対応を行っても善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- 5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し職員に周知する。
- 6 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村に報告する。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し報告を行う。

（成年後見制度の利用支援に関する基本方針）

第8条 利用者または家族に、利用可能な成年後見制度を説明し、必要に応じて、知多地域権利擁護支援センターや市町村関係窓口を案内する等の支援を行う。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第9条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を苦情

解決責任者に報告する。

- 2 苦情相談窓口で受付けた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- 3 苦情相談の対応は、第7条の「虐待等が発生した場合の相談報告体制に関する基本方針」による。
- 4 苦情相談窓口で受付けた内容は、相談者にそのてん末と対応を報告する。

(利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針)

第10条 指針を誰でも閲覧できるよう事業所に備え置くとともに、法人のホームページにも公開する。

(その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針)

第11条 権利擁護及び虐待防止等のため内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう努める。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。